

あなたの財産を確認してください

固定資産課税台帳の縦覧

自分の所有している財産（固定資産）を確認していただくために、固定資産課税台帳を無料で見ることのできる縦覧を次のとおり行います。

◆縦覧期間／

4月1日(金)から5月31日(火)まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

◆縦覧できるもの（固定資産課税台帳にかわるもの）／

・土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）

・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

※縦覧台帳は、旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所で閲覧してください。

◆縦覧できる人および縦覧に必要なもの／

①固定資産税の納税義務者（ただし、土地（家屋）のみを所有しているものは、家屋（土地）の縦覧ができません。）

・必要なもの・・・納税通知書や課税明細書あるいは運転免許証など

②納税管理人（代理人）

・必要なもの・・・納税通知書や課税証明書

（納税者から委任があったものとして扱う。）

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

◆縦覧料／無料

◆時間／午前8時30分から午後5時15分まで

◆場所／周防大島町役場 大島・久賀・橘・東和各総合支所

◆問い合わせ／周防大島町役場税務課 ☎0820(74)1008



大島テレビ中継局のチャンネル5つのチャンネル全て変更（周防大島町を始め、柳井市、由宇町、平生町などにお住まいで、大島テレビ中継局からのテレビ電波を受信しておられる方々へのお願いです）

関東・近畿・中京の三大
 広域圏で2003年12月1
 日スタートした「地上デジ
 タルテレビジョン放送」は、
 山口県内でも2006年末
 までにスタートします。デ
 ジタルテレビ放送を開始す
 るためには、現在のアナロ
 グテレビのチャンネルの整
 理が必要となり、一部の中
 継局ではチャンネル変更を
 行います。これに伴い、大
 島中継局をご覧の方には、
 現在のテレビのチャンネル
 設定の変更や、場合によっ
 てアンテナの取り替えの工
 事をお願いする必要があります。
 大島テレビ中継局
 （飯の山）のチャンネル変
 更は、4月1日(金)からで、
 5つのチャンネル全てが、
 次のように変わります。

◆ NHK総合	56 ↓ 59
◆ NHK教育	52 ↓ 62
◆ KRY	50 ↓ 47
◆ TYS	40 ↓ 49
◆ YAB	43 ↓ 45

■問い合わせ（無料）／
 山口地域受信対策センター
 (0120) 880496